

加古川市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

平成19年10月15日

福祉部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用者の家賃負担の一部を助成することにより、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、加古川市において共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに現に入居している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に該当するもの（但し、当該支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合を除く。以下「対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、一月を単位として決定するものとし、対象者が支払う一月の家賃相当額から10,000円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、上限を15,000円とする。

2 月途中の入退居等により一月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額から10,000円を控除した額の2分の1の額を助成する。ただし、上限を15,000円とする。

3 前2項の額に1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

4 第1項及び第2項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含まない。

(助成の対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、対象者が次条に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退居した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月からとする。

2 前項に定める期間の入居にかかる家賃相当額を助成の対象とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホーム家賃助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該申請に必要な書類を添えて申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成決定通知書（様式第2号）又は却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に助成の可否、助成することとした場合は助成額その他必要な事項を通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に、グループホーム家賃助成金内訳書（様式第5号。以下「内訳書」という。）及び家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月10日までに請求がなされた分について翌々月末日までに支払うものとする。

（助成金の代理請求及び代理受領）

第8条 グループホームを運営する法人（以下「事業者」という。）は、利用者からの委任を得ることにより、利用者に代わって助成金を代理請求及び代理受領することができる。

2 事業者は、代理請求及び代理受領により市長から助成金の支給を受けたときは、利用者に対し、助成金の額を通知しなければならない。

3 第1項の規定により事業者が代理請求をしようとするときは、請求書に内訳書及び家賃相当額の支払いを受けたことに対して利用者に交付した領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項の代理請求について準用する。

（変更の届出）

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書（様式第6号）により、すみやかに市長に届出を行わなければならない。

2 市長は、前項の届出において、当該届出に係る事項が助成額の算定のために必要な事項のときは、助成額の変更の要否を決定し、変更の決定を行った場合はグループホーム家賃助成額変更決定通知書（様式第7号）により対象者に通知する。

（譲渡及び担保の禁止）

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（調査）

第11条 市長は、助成金の支給について必要があるときは、利用者（過去に助成の決定を受けていた者を含む。）、利用者の家族及びグループホームに対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消し、グループホーム家賃助成決定取消通知書（様式第8号）により利用者へ通知するとともに、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき

（2） 助成の決定事由が消滅したとき

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。ただし、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、兵庫県が実施する「兵庫県グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱」が廃止されたとき、その効力を失う。
- 3 第4条の規定にかかわらず、利用者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居にかかるものは助成の対象としない。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月30日から施行する。ただし、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月15日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

グループホーム家賃助成申請書

加古川市長様

年 月 日

(申請者) 住所
氏名
生年月日
個人番号
電話番号

グループホームの家賃助成を受けたいので、下記のとおり申請します。また、当該家賃助成に係る助成決定に関して、市が私及び同一世帯者の(※)の事項を調査することに同意します。

申請者の状況	障害福祉サービス受給者証記載事項 (受給者証から転記)	受給者証番号										
		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで									
		負担上限月額	円									
		特定障害者特別給付費	円									
入居しているグループホームの状況	法人名											
	事業所名	※実際に入居している住居の名称と事業所名が異なる場合は、下の()内に住居の名称を記入してください。 (住居名:)										
	住所	〒 電話番号										
	入居年月日	年 月 日										
	家賃	月額 円										

連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者本人 (以下記入不要)		<input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)	
氏名	フリガナ		申請者との関係	
住所	〒 電話番号			

(※) 市町村民税課税情報、生活保護受給情報、共同生活援助に係る訓練等給付費の受給状況

(添付書類)

- ①障害福祉サービス受給者証の写し
- ②事業者との利用契約書の写し等 (家賃が明記されているもの)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長

却下決定通知書

年 月 日付で申請のありましたグループホームの家賃助成については、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

記

1 却下理由

様式第4号（第7条関係）

グループホーム家賃助成金請求書

加古川市長様

年 月 日

下記のとおり、関係書類を添えて請求します。

請求金額	円
------	---

内 訳

対象月	明細書件数	合計金額
月分	件	円

請求者 住所又は所在地 _____
電話番号 _____
氏名（法人の場合は法人名及び代表者職氏名）

請求金については加古川市財務規則に定める口座振替の方法によって受領したいので、下記指定口座に振り込まれるよう請求します。

振 込 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	金融機関 コード	
	店舗名	本店 支店 支所 出張所	店舗 コード	
	種 目	1 普通 2 当座 3 その他		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義人			

※請求者本人の口座以外は指定できません。

（注）この請求書に、「家賃額」が確認できる領収書の写しを添えて提出してください。

様式第5号（第7条関係）

グループホーム家賃助成金内訳書

【入居するグループホームの情報】

法人名称			
事業所名称			
所在地	〒	—	電話番号

【助成額内訳】

受給者証番号	利用者氏名	対象月	実際の家賃額 ①	助成額 (①-10,000円)× 1/2(1円未満切捨)、た だし15,000円上限
		月分	円	円
		月分	円	円
		月分	円	円
		月分	円	円
		月分	円	円
		月分	円	円
		月分	円	円
助成額合計				円

	枚中		枚
--	----	--	---

様式第6号（第9条関係）

グループホーム家賃助成申請内容変更届出書

年 月 日

加古川市長様

(届出者)住所

氏名

生年月日

個人番号

電話番号

グループホームの家賃助成について、申請内容に変更がありましたので下記のとおり届け出ます。また、当該届出書の記載事項に係る審査に関し、市が私及び同一世帯者の（※）の情報を調査することに同意します。

記

1 申請者の状況

		変更前	変更後
氏名			
住所			
生年月日			
障害福祉サービス受給者証記載事項	受給者証番号		
	支給決定期間		
	負担上限月額	円	円
	特定障害者特別給付費	円	円
変更年月日		年 月 日	

2 家賃の変更

家賃	変更前	変更後
	月額	円
変更年月日	年 月 日	

3 入居するグループホームの変更

	変更前	変更後
法人名		
事業所名	(住居名：)	(住居名：)
住所	〒	〒

	電話番号	電話番号
変更年月日	年	月 日

連絡先	<input type="checkbox"/> 届出者本人（以下記入不要）	<input type="checkbox"/> 届出者本人以外（下の欄に記入）	
氏 名	フリガナ	届出者との関係	
住 所	〒 電話番号		

(※) 市町村民税課税情報、生活保護受給情報、共同生活援助に係る訓練等給付費の受給状況

(注) 変更事項が上記2又は3のときは、事業者との利用契約書の写しを添付してください。

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

加古川市長

グループホーム家賃助成額変更決定通知書

年 月 日付で届出のありました家賃額の変更について、下記のとおり助成額を変更して決定することとしましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号										氏名	
変更適用月	年 月 月の家賃より適用										
助成額	変更前	月額 円									
	変更後	月額 円 (家賃額 月額 円) なお、実際に支払った家賃の額が変更後の家賃額と異なる場合は、 実際に支払った家賃額の2分の1とする(ただし、上限15,000円)。									

